

「平成27年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する  
意見の募集結果について

1. 実施期間 平成27年2月12日～平成27年3月13日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見の概要及び食品安全委員会の回答

意見の概要	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b></p> <p>国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進する貴委員会の取り組みに敬意を表します。2014年度は、欧州食品安全機関（EFSA）など、海外の食品安全機関との情報交換・連携が進められ、機能強化が図られてきました。これらの積極的な取り組みを歓迎します。海外からの情報を効果的に収集し、日本のリスク評価に活かしていくことは、重要であると考えます。</p> <p>以上をふまえ、食品安全委員会の「平成27年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、下記の意見とその理由を提出します。</p> <p>1. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインをすみやかに作成してください。</p> <p>食品健康影響評価を行うにあたっては、評価ガイドラインが整理され、公開されていることが重要だと認識しています。これまでに、「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」などの評価ガイドラインが策定されていますが、「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは未策定です。これらの評価ガイドラインを早急に策定してください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. すでに使用基準が設定されている食品添加物であっても、食品添加物として指定された時期が古く安全性のデータが不十分なものや、新たな科学的知見が得られたものについて</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>1. 御指摘いただいた未策定のガイドラインの策定の重要性については認識しているところであり、現在、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドライン等の策定に向け審議・検討を進めているところです。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 食品添加物は企業申請品目であることから、食品安全委員会が自ら評価するのではなく、リスク管理機関から諮問されるべきものと考えています。厚生労働省において</p>

<p>ては、再評価を行うしくみを作ってください。</p> <p>食品安全基本法の制定後は、食品添加物の指定にあたっては貴委員会によるリスク評価が行われ適正な管理が行なわれていると認識しています。しかしながら、同法が制定される前に指定された指定添加物や既存添加物の中には、安全性のデータが不十分なものが残されています。食品に使用する化学物質の適正な管理を推進し、食品の安全への消費者の理解を推進するために、根拠が不明な食品添加物のリスク評価が必要であると考えます。欧州食品安全期間（EFSA）では、すでに使用されている食品添加物等を再評価する取り組みを行っています。日本においては、国内外の情報をもとに再評価が必要なものを洗い出し、適切に評価していくしくみが必要だと考えます。</p>	<p>危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理のあり方を検討すべきであることから、御意見については厚生労働省に伝えます。</p>
<p>3. 「リスクコミュニケーションのあり方についての報告書」の取りまとめにあたって、パブリックコメントを募集してください。</p> <p>2014年度、貴委員会は、「リスクコミュニケーションのあり方に関する作業部会」（以下「作業部会」）を設置し、議論を行ってきました。当会は食品安全を向上させるためにリスクコミュニケーションの役割は大きいと考えており、貴委員会取組みのを注視して参りました。</p> <p>「作業部会」では、近く報告書を取りまとめる予定ですが、現在のところ、この件についてのパブリックコメント募集は予定されていません。当会は、リスクコミュニケーションではさまざまな関係者が関わるのが大切だと考えています。そのため、とりまとめの過程に、国民が参加できるようパブリックコメントの募集をお願いします。</p>	<p>3. 報告書については、今後、リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループにおける審議を経て、企画等専門調査会で審議することとされており、国民の皆様からの意見募集を行った上で取りまとめる予定としています。</p>
<p><b>【意見2】</b></p> <p>貴委員会は創設において、リスクアナリシスの制度においてリスクアセスメントの科学的評価とリスクコミュニケーションを担うものと期待しておりましたが、残念ながらリスク管理機関の進める規制緩和に唯々諾々と承</p>	<p><b>【回答2】</b></p>

認を与えるだけの存在と私たちの目には映りません。貴委員会が食の安全を科学の面から改善させる本来の役割を取り戻されることを期待します。現在はTPPへの加入が検討され、食の安全は大変な転換期、言い方を変えれば危機的状況にあります。貴委員会がこの重要な時期に本来の役割を果たしていただくよう、以下の意見を提出します。

(1) 予防原則の採用について議論してください  
科学的な知見には常に限界があり、重大な問題が後から知られることは石綿問題をはじめ、いくつかの経験が語るどころです。そうした被害を繰り返さないため、予防原則を採用すべきと私たちは考えます。国の施策に予防原則を取り入れることをご議論ください。

(2) リスク管理機関に対する勧告を強化してください  
これまで貴委員会はややもすればリスク管理から諮問された範囲に限定して評価を実施し、評価結果を返してきました。たとえば国民生活センターはテスト結果について、行政及び業界への要望事項と消費者へのアドバイスを出しています。貴委員会は評価結果として適否を出すだけでなく、リスク管理機関に対して、より安全を図るための措置を勧告するようにしてください。

(3) TPPへの対応を検討して下さい  
食のグローバル化への対応を1.(2)で記述されていますが、現在、TPP交渉が大詰めを迎えています。もしTPPに加入した場合に迫られると予想される国際平準化を考慮し、内外の規制措置を早急に調査して、消費者などとの意見交換を実施してください。

(1) 国民の健康への悪影響の未然防止については、食品安全基本法第5条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって遵守されるべき基本理念とされており、「予防原則」の考え方も含まれています。

(2) 食品安全委員会では、必要に応じ、評価結果と併せてリスク管理機関において留意すべき点も含め記述しております。例えば、「豚の食肉の生食」のリスク評価においては、諮問対象の豚肉に加え、野生鳥獣の食肉（いわゆるジビエ）についても、豚肉と同様にリスクが高いことを踏まえ、十分な加熱の徹底についてリスク管理機関において適切に対応することが重要である旨を評価書に記述するとともに、リスク管理機関に伝えています。  
また、リスク管理機関に対し、リスク評価の結果に基づく施策の実施状況の監視を行い、取組が不十分と認められる場合は、必要に応じ、勧告を行うこととしています。

(3) 食品の安全については、国際的にも科学的根拠に基づいた措置を講じることが重要であると考えられており、WTO・SPS協定において、国際基準又は科学的なリスク評価に基づいた措置を取ることが求められております。TPPに係る消費者等の意見交換については、内閣官房を中心に行われているものと承知しています。

<p>(4) リスクコミュニケーションを改善してください</p> <p>貴委員会は食の安全に関わるリスクコミュニケーションのあり方について総括的に勧告する立場におられるので、この間のリスクコミュニケーションについて総括し、改善してください。</p> <p>(4-1) 募集期間は1ヶ月では短すぎます。最低2～3ヶ月としてください。</p> <p>(4-2) 回答が紋切り型で回答になっていないことが多々あります。再意見を提出することが出来るようにするか、意見交換の場を作ってください。</p> <p>(4-3) 寄せられる意見が立場によって異なるのは当然です。意見を分類し、食の主権者である消費者の意見を尊重してください。「色々な意見」と一括しないでください。</p>	<p>(4-1) パブリックコメントの募集期間は、行政手続法に定められた期間に準拠し、設定しております。</p> <p>(4-2) 意見募集手続については、行政手続法に定められた方法に準拠して行っております。なお、食品健康影響評価の結果については、案件に応じ、意見交換会等を開催しております。</p> <p>(4-3) 食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っております。パブリックコメントにおいても、科学的・中立的な観点から、頂いた意見について適切に取り扱っているところです。</p>
--	---